

業務再点検結果報告

部署名	農政推進課
部署の業務内容	企画調整、直接採択事業、食品、容器包装リサイクル業務、経営所得安定対策、情報業務

1. 基本的視点に関する点検

		項目	対応	点検結果の概要
基本的な視点	総論	消費者、生産者、事業者など多様な国民各層からみて、丁寧・誠実・親切的な対応がなされるよう、部署内の業務において何らかの取組を行っているか。	-	()について)課内に「農政提案窓口」、「雇用相談窓口」などの相談・対応窓口を設置して、国民各層からの意見・問い合わせに、きめ細かくお応えしている。 電話やホームページに寄せられた意見・質問には所内各課の協力を得て、迅速な対応を行っている。 4月以降、水田・畑作経営所得安定対策対策加入者や農商工等連携事業計画の認定事業者など、北海道農政事務所と直接関係のある方々に対しては、メールリストを作成し、今後は当該事業に加えて農政に関連する情報を広く直接に情報提供する機会を増やす。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	()について)照会への対応の内容そのものに関して特段の批判、苦情はないと認識しているが、北海道内における農林水産省の事務分掌関係が北海道民に周知されていないことに起因した批判、苦情がある。例えば、直接採択事業以外の事業は北海道農政事務所は情報提供のみを担当し、公募、採択等の事務は道内の関係機関あるいは本省が直轄で行っているところであるが、このことが知られていないことにより、結果として「たらい回しにあった」、「公募スケジュールを教えてもらえなかった」等の批判、苦情を受ける原因になっていると考えている。 ()本件は内容的には「×」であるが、課として対応できる範囲を超えていることから「-」とした。
	苦情、要請等への対応	国民からの苦情、要請、内部告発、その他の情報提供について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	水田・畑作経営所得安定対策に係る問い合わせ、提案、意見、要望、苦情、要請等に対しては「農政安心ダイヤル」による電話相談を受け付けている。対応方法を電話機の近くに掲示し、どの職員でも同様の対応がとれるようにしている。 また、その場で解決できない相談や苦情等に関しては、本省に「相談カード」を添付して回答を求め、場合によっては直接回答してもらうなどして、対応が放置されることのない内容にしている。これらの相談結果はすべて本省に報告している。
		苦情、要請、内部告発を受けた場合の対応の方法はルール化されているか。	-	
そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。		×		
		対応がルール化されていない場合、国民の苦情、要請への対応が公平になされていると考えられるか。	-	
基本的な視点(つづき)	政策の目的・効果に関する説明	国民に政策目的や政策効果の説明を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	現在進められている基本計画の見直しに対する意見の募集では、単にホームページなどで募集告知を行うだけでなく、研究会などの機会を捉え、参加者に直接働きかけを行っている。消費者を対象としたモニター研究会では、食料自給率の向上に向けた多くの提言があり、それらをまとめ本省地方課へ意見反映を行った。
		政策について国民との意見交換を適切に行い、その結果を施策に適切に反映するため、何らかの取組を行っているか。	-	水田・畑作経営所得安定対策については、加入申請時期や交付金の交付申請時期など、主な手続きが必要となる際に、手続内容や方法を詳細に記載した「情報ステーションNORTH」や「北海道農政事務所からのお知らせ」を発行し、対策加入者に配布するとともに、JA等の代理申請者には変更点等の留意点を説明するなどして、対策の内容に不明な点がないようにしている。
		国民各層からそれらの取組が適切であるとの評価を受けているか。	-	また、本年2月からJA等の加工販売受託者を対象に実施している生産実績数量等の確認調査の際、交付金の交付事務を進める上で改善すべき点等について意見交換を行っており、本年以後5年間で、道内すべての加工販売受託者と意見交換を行う予定である。
		政策目的や政策効果の説明、意見交換の方法、その結果を施策に適切に反映する方法はルール化されているか。	-	農業者等からの対策についての質問については、確実に回答するとともに、地域課等現場段階で即答困難な質問及び意見は、農政推進課に報告を受けた上で、回答し、対応が放置されることのないようにしている。 なお、4月からは、所長直轄の企画調整グループを運用上設置して、政策説明等に対応することとしている。
		そのルールについて、改善すべきとの声は寄せられているか。	-	()について)生産対策など生産者がターゲットとなる施策に関しては、生産者、JA等に説明を行い、意見交換も行っているが、消費者団体等、国民全体に対し、個別の施策説明をし、また意見交換を行っているわけではない。これらは、情報業務において、生産者・流通加工業者・消費者モニターに実施したアンケート調査結果の還元を行うとともに、各種モニター等から意見・情報等の収集を行い、意見情報として本省情報評価課に報告しているところである。また、「のうせいニュースレター北海道」の配付は消費者団体等に行っている。以上ことからすべての業務で「」とまではいえないが、一部の業務で「」であることから「」とした。
		ルール化されていない場合、国民全体の視点で見て、業務が公平に遂行されると考えられるか。	-	
		説明会や意見交換会において出された意見について、対応が放置されたり、不誠実との批判を受けた事例があるか。	×	
基本的な視点(つづき)	業の振興と消費者の利益	部署内の業務において、特定分野、団体の指導、監督業務、もしくは特定分野、団体と深く関係する予算、税制等に該当する事項があるか。	-	農業経営基盤強化準備金(圧縮記帳の特例に係る税制)に係る証明書の交付を行っている。 証明書の交付に当たっては、実施要領に基づき、的確に審査、発行を行っており、特定の第三者に便宜を図るということはない。
		業の振興と消費者の利益が一致しないという認識に立ち、日々業務を行っているか。	-	()に関して)水田・畑作経営所得安定対策に関していえば、交付金の交付を行い、担い手の経営の安定を図ることは大部分において消費者の利益と一致すると思われるが、かといって、交付金の交付を通じて業の振興を行うことが必ず消費者の利益に全て結びついているとの認識に立っている訳ではない。
		現在の所管の業界の状況からみて消費者と業界の利害が一致しないことがあるか。	×	容器包装リサイクル法では農林水産省所管事業者に対して、食品リサイクル法では食品関連事業者に対して調査指導等を行っている。調査指導等の実施に際しては事業者の従業員数・売上高等を勘案して選定を行っている。

対応欄には、「はい」の場合は「」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

2.食の安全業務についての点検

項目		対応	点検結果の概要	
食の安全業務についての点検	総論	部署内の業務の中に、食の安全に関連する事項があるか。	先進的総合生産行程管理体制構築事業、地産地消モデルタウン事業、有機農業総合支援事業、国産原材料供給力強化対策事業など、食の安全や流通・加工に関する事業を担当している。 情報業務においては、食の安全に関する各種情報の提供を行っている。また、農林漁業現地事例情報において、関連する情報収集を行っている（「消費者の信頼確保の取組」、「GAP導入事例」） 食品リサイクル法では食品廃棄物等の再生利用の手法として飼料・肥料化が定められていることから、関連する飼料安全法・肥料取締法についても必要に応じ、事業者に対して補足的説明を行っている。	
	業務の見直し	BSE発生後業務の見直しを行ったか。	-	BSE発生以降に所掌した業務であり該当しない。
		見直した業務について、その後、定期的な検証を行ったか。	-	
		部署内の業務は、国民の健康を守ることが何よりも重要であるという意識を持って行われているといえるか（産業振興サイドに偏っていないといえるか）。		各事業とも、JAや生産者だけの利益ではなく、食の安全確保や、消費者ニーズへの対応に資する事業と認識し、業務にあたっている。
部署内の業務は、国民の健康への悪影響発生の未然防止の観点から行われていると言えるか（問題・事故が発生した後の被害拡大防止に偏っていないか）。		GAPの導入や適切な方法でのリサイクルの実施は、国民の健康被害を未然に防ぐ効果があるものであることを意識して業務にあたっている。		
食の安全業務についての点検（つづき）	業務の見直し（つづき）	その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているといえるか（根拠のない判断をしていないか）。		GAP導入に係る事業では、川上から川下まで一貫した行程管理手法導入を推進しているが、行程管理手法の導入は食の安全に資するものであることを事業申請者に認識していただくよう事業を推進している。また、食品リサイクルの推進に際しては飼料安全法、肥料取締法に則した取組内容であることを確認しつつ指導等を行っている。
		フードチェーンの川下への影響を防ぐ観点からの措置はとられているか。		
		その措置は科学的な知見や証拠に基づいて業務が行われているか（根拠のない判断をしていないか）。		
		他部署の実施する食の安全業務について、おかしいと思う点があるか。	×	
		おかしいと思う点がある場合、他の部局に対し何らかの働きかけを行っているか。	-	
	第三者（マスコミ、消費者、他省庁等）から、点検対象とした食の安全業務と他の部署（省内、省外を問わず）が行う食の安全業務との連携ができていないと指摘されたことはあるか。	×		
影響可能性の確認	食の安全に関する業務でないといわれているものの中で、食の安全に影響を及ぼす可能性のある業務は本当にないか。	-		

対応欄には、「はい」の場合は「」、いいえの場合は「×」、該当がない場合は「-」を付す。

	ご意見の内容		ご意見を踏まえた業務等の見直し・改善状況
農林水産省へお寄せいただいたご意見の業務への反映			